

平成29年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率 (推計値)

平成29年度の食品産業全体の食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率の推計値は以下のとおりとなった。

1 食品廃棄物等の発生量

平成29年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量は、17,666千トンとなり、前年に比べ10.3%の減少となった。これを業種別にみると、食品製造業は14,106千トン(前年比12.7%減)、食品卸売業は268千トン(同0.2%増)、食品小売業は1,230千トン(同3.3%減)、外食産業は2,062千トン(同3.4%増)となった。

(単位：千トン)

業種	平成29年度	(参考)平成28年度	対前年増減率
食品産業計	17,666	19,700	-10.3%
食品製造業	14,106	16,167	-12.7%
食品卸売業	268	267	+0.2%
食品小売業	1,230	1,271	-3.3%
外食産業	2,062	1,994	+3.4%

2 食品循環資源の再生利用等実施率

平成29年度の食品廃棄物等多量発生事業者による食品循環資源の再生利用等実施率は、業種別にみると、食品製造業は95%、食品卸売業は67%、食品小売業は51%、外食産業は32%であった。

なお、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率の目標は、平成31年度までに食品製造業で95%、食品卸売業で70%、食品小売業で55%、外食産業で50%に向上させることとなっている。

業種	平成29年度	(参考)平成28年度	目標値
食品産業計	84%	85%	-
食品製造業	95%	95%	95%
食品卸売業	67%	65%	70%
食品小売業	51%	49%	55%
外食産業	32%	23%	50%

(注)

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{当該年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量} \times 0.95 + \text{減少量)}}{\text{当該年度の(発生抑制量+発生量)}}$$

※発生抑制の実施量は、事業者毎に平成19年度発生原単位から平成29年度発生原単位を差し引き、その差異に食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値を乗じた値により推計。

(推計方法)

食品廃棄物等の年間発生量が100トン未満の事業者からの発生量を推計し、年間発生量が100トン以上の事業者からの発生量(定期報告)と合算することで、食品産業全体からの年間発生量を推計した。

このうち、年間発生量が100トン未満の事業者からの発生量は、平成30年度に実施した統計調査結果により推計した。

食品産業全体からの食品廃棄物等の年間発生量(平成29年度推計値)

年間発生量 100 トン以上の 事業者からの発生量 (平成 29 年度定期報告値)	+	年間発生量 100 トン未満の 事業者からの発生量 (平成 29 年度推計値)
---	---	---

食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳（平成29年度実績）

1 食品廃棄物等の発生量の内訳及び再生利用等実施率

平成29年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量（推計値）は、17,666千tとなった。

これを業種別にみると、食品製造業が14,106千tと最も多く、次いで外食産業が2,062千t、食品小売業が1,230千t、食品卸売業が268千tの順となっており、食品製造業及び食品小売業では前年度と比較して発生量が減少している。

食品産業全体での食品廃棄物等の再生利用等の内訳は、再生利用の実施量が12,297千t（70%）と最も多く、次いで廃棄物としての処分量が2,873千t（16%）、減量した量が1,640千t（9%）、熱回収の実施量が444千t（3%）、再生利用以外が411千t（2%）の順となっている。

再生利用等実施率については、平成27年に公表した基本方針において、平成31年度までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は70%、食品小売業は55%、外食産業は50%を達成するよう目標を設定している。

平成29年度は、食品製造業のみ目標を達成しているが、食品卸売業が67%、食品小売業が51%、外食産業が32%となっており、業種全体で目標の達成に向けた取組を進める必要。

○ 平成29年度実績

※各項目の上段（ ）内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量に占める割合である。

区 分	食品廃棄物等の年間発生量						発生抑制 の実施量	再生利用 等実施率	基本方針 における 目標値
	計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	再生利 用以外	廃棄物 としての 処分量			
食品産業計	千 t (100%) 17,666	千 t (70%) 12,297	千 t (3%) 444	千 t (9%) 1,640	千 t (2%) 411	千 t (16%) 2,873	千 t 2,958	% 84	%
食品製造業	(100%) 14,106	(80%) 11,252	(3%) 443	(11%) 1,605	(3%) 380	(3%) 427	2,292	95	95
食品卸売業	(100%) 268	(57%) 153	(0%) 1	(5%) 14	(8%) 20	(30%) 80	36	67	70
食品小売業	(100%) 1,230	(39%) 474	(0%) 0	(0%) 4	(0%) 3	(61%) 748	290	51	55
外食産業	(100%) 2,062	(20%) 419	(0%) 0	(1%) 17	(0%) 8	(78%) 1,617	339	32	50

- 注：1 平成29年度実績は、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果（平成29年度）」を用いて推計したものである。
 2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
 3 表中に用いた記号は次のとおりである。
 「0」：単位に満たないもの（例：400t→0千t）
 「-」：事実のないもの

（参考）対前年比

区 分	食品廃棄物等の年間発生量						発生抑制 の実施量	再生利用 等実施率 の増減
	計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	再生利 用以外	廃棄物 としての 処分量		
食品産業計	89.7%	87.9%	82.8%	93.7%	77.6%	99.1%	101.1%	1%
食品製造業	87.3%	86.0%	83.1%	96.0%	85.1%	100.1%	94.7%	0%
食品卸売業	100.2%	121.1%	34.1%	83.7%	123.1%	76.0%	43.9%	2%
食品小売業	96.7%	98.3%	34.4%	62.2%	12.5%	98.7%	111.1%	2%
外食産業	103.4%	146.2%	- %	29.9%	18.5%	100.6%	210.8%	9%

2 食品リサイクル法で規定している食品循環資源の再生利用の用途別の内訳

食品産業全体の食品リサイクル法で規定している再生利用の用途別の実施量の内訳は、飼料が9,133千t(74%)と最も多く、次いで肥料が2,135千t(17%)、メタンが506千t(4%)、油脂及び油脂製品が488千t(4%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が32千t、エタノールが3千tの順となっている。

○ 平成29年度実績

※ 各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量に占める割合である。

区 分	食品リサイクル法で規定している用途別の実施量						
	合 計	肥 料	飼 料	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エ タ ノール
	千 t (100%)	千 t (17%)	千 t (74%)	千 t (4%)	千 t (4%)	千 t (0%)	千 t (0%)
食品産業計	12,297	2,135	9,133	506	488	32	3
食品製造業	11,252	1,697	8,800	464	265	23	3
食品卸売業	153	92	35	5	20	0	0
食品小売業	474	148	202	28	89	7	0
外食産業	419	199	96	9	113	2	0

注：1 平成29年度実績は、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生利用等実態調査結果(平成29年度)」を用いて推計したものである。

2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

3 表中に用いた記号は次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの(例：400t→0千t)

「-」：事実のないもの

(参考) 対前年比

区 分	食品リサイクル法で規定している用途別						
	合 計	肥 料	飼 料	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エ タ ノール
食品産業計	87.9%	85.0%	88.9%	82.2%	90.8%	68.6%	88.0%
食品製造業	86.0%	76.9%	88.3%	81.2%	85.7%	64.0%	87.7%
食品卸売業	121.1%	160.1%	91.4%	59.5%	94.4%	67.5%	-
食品小売業	98.3%	97.2%	98.3%	95.0%	101.2%	100.0%	90.4%
外食産業	146.2%	204.6%	157.9%	138.2%	95.8%	57.6%	80.4%